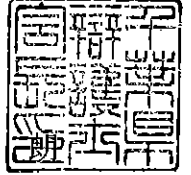


2013年(平成25年)5月1日

公契約法及び公契約条例導入に関する意見書

千葉県弁護士会

会長 湯川 芳



第1 意見の趣旨

当会は、千葉県内のすべての地方公共団体に対して、公契約条例の制定を求めるとともに、国に対して、公契約法を制定すること及び公契約条例制定に向けて全国の各地方公共団体を支援することを求める。

第2 意見の理由

1 公契約の意義等

- (1) 公契約とは、公共工事の発注、業務委託等、権力作用によらずに国や地方公共団体が行政目的遂行のために民間企業・民間団体などと締結する契約をいう。公契約法・公契約条例とは、公契約に基づく業務に従事する労働者の最低賃金の遵守を契約の条件として受託事業者に義務付ける法規をいう。
- (2) 公契約法・公契約条例の制定状況については、国内においては、平成21年9月に千葉県野田市で全国初の公契約条例が制定されたのを初めとして、現在、川崎市(神奈川県)、多摩市(東京都)、相模原市(神奈川県)、厚木市(同)、渋谷区(東京都)、国分寺市(同)と、公契約条例を制定する地方自治体が増加している。
- (3) 国際的には、公契約に対する規制として1949年にILO総会において「公契約における労働条項に関する条約」(第94号)が採択されている。同条約は、公契約に基づく業務(下請けも含む)で働く労働者について、国内の法令等の最低基準よりも有利な労働条件となる条項を公契約中に定めなければならないことを内容としている。
わが国は未だ同条約を批准していないものの、現在までに62の国・地域が批准している。

2 公契約法・公契約条例制定の必要性

- (1) 国や地方公共団体における公共工事や各種公共サービスにおいては、効率化・コスト削減の観点から、建設、運輸、清掃等さまざまな業務において公契約が用いられている。

(2) しかし、公契約においては、民間企業等は、受注を獲得するため、極めて低廉な価格で受注する傾向がある。

そうすると、落札業者は必要な経費の確保ができず、業務に従事する労働者の賃金の過度の削減や不安定雇用等官製ワーキングプアといわれる事態や、受注した工事・製品・サービスの質の低下、さらなる過当競争等、種々の弊害を発生させているといわれている。

現に、平成23年に大阪府泉南市立小学校のプールにおいて、プール解放日に監視員が1人しか確保できておらず、小学1年生が溺死した事故が発生したことは記憶に新しい。千葉県においても、県所有の新都市ビルや立体駐車場の管理業務を一般競争入札によって落札した業者が、5日間連続で24時間勤務をさせていた等として労働基準法や最低賃金法に違反している疑いがあるとの指摘を受けていたところ、千葉県公安委員会から警備業法（30時間以上の教育義務）に違反することを理由に37日間の営業停止処分を受けるといった事態が生じた。

(3) 近時、大きな社会的問題になっているものとして、福島第一原発事故に伴う放射能除染作業をめぐる問題がある。建設産業の重層下請け構造の下で、作業員に適正な賃金が支払われていない事実が、次々に明らかになっている。すなわち、国が示す普通作業員の設計労務単価は1万1700円、特殊勤務手当が1日当たり1万円とされているにもかかわらず、福島県の最低賃金（時給が664円、8時間労働で日額5312円）を下回らなければよいという業者があとを絶たない。放射能の除染という危険を伴う作業であるにもかかわらず、手取りの日給が7000円から8000円という事例が少なくなく、極端な場合は5500円というケースすら報じられている。実際に、65パーセントもピンハネされていた事例さえ発覚している。

(4) これらの公契約に起因する弊害を避けるため、公契約法・公契約条例の制定が求められている。2013年(平成25年)2月初め現在で、全国の24県議会、754市町村議会が国に対し公契約法の制定を求める意見書を採択するなど、公契約法及び公契約条例の制定を求める気運が高まっている。

3 日弁連及び当弁護士会の取り組み

日弁連（日本弁護士連合会）では、2011年4月14日付けで「公契約法・公契約条例の制定を求める意見書」を公表した。そして、2012年2月にはシンポジウムを開催したほか、リーフレットを作成して多くの国民に広く有益性を訴えてきた。また、当弁護士会においても、千葉県野田市が全国に先駆けて条例を制定したこともあって、関係者からの事情聴取を行うなど、その効果と改善すべき点などについて研究を重ねてきた。

4 求められる公契約法・公契約条例について

- (1) そして、上記弊害の予防を実現するため、公契約法・公契約条例においては、内容として特に下記の点に留意すべきである。
- (2) まず、公契約法・公契約条例である以上当然であるが、最低賃金等労働条件の下限を規制すべきである。例えば、リーディングケースとなった千葉県野田市では、公契約条例施行前は最低賃金ぎりぎりであった業務委託の賃金が、時給で100円程度アップしていると報告されている。
- (3) 次に、適用対象についても、実質的には雇用である一人親方や、賃金下落・サービス等の質の低下の原因となる重層下請構造等の実態に鑑み、広範な労働者・事業を対象とすることが必要である。
- (4) 第3に、立入検査権等、実効性を確保するための規制権限を規定すべきである。

5 結語

以上のように、公契約条例及び公契約法の制定は、労働条件の改善と公共サービスの質の向上にとって極めて有効な施策であるから、当会は、千葉県内のすべての地方公共団体に対して、公契約条例の制定を求めるとともに、国に対して、公契約法を制定すること及び公契約条例制定に向けて全国の地方公共団体を支援することを求める。

以 上